

## ☆ 学習障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③ ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

学習障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



### (ア) 教育内容

#### a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことを本人の認知特性を考慮しながらできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどの配慮をして指導を行う。

- 例)  文字の形を言語化することによって識別しやすくする  
 パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の使用  
 口頭試問による評価 等

評価に関しては、本質的なことについて評価するよう努める。

#### b 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等の特定の学習活動への参加や、特定の学習内容を習得することが難しい場合、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  習熟のための時間を別に設定  
 軽重をつけた学習内容の配分 等

### (イ) 教育方法

#### a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに困難が見られる場合、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法などの配慮を行う。

- 例)  文章を読みやすくするために体裁を変える  
 拡大文字を用いた資料  振り仮名をつける  
 音声やコンピュータの読み上げ  聴覚情報を併用して伝える 等

#### b 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために、身体を使うような活動を取り入れるなどの配慮を行う。

- 例)  体を大きく使った活動  様々な感覚を同時に使った活動 等

活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

#### c 心理面・健康面の配慮

苦手な学習があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を積み重ね、教職員や友達、保護者から認められるような場面を積極的に設ける。

- 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長  
 必要な学習活動に重点的な時間配分  
 音読箇所を予告し練習する時間を保障する  
 互いの違いを認め合うような受容的な学級の雰囲気作り  
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

イ  
支援体制

**(ア) 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  外部専門家からの助言  
 特別支援学校のセンター的機能の活用  
 発達障害者支援センターの活用  
 通級による指導等の学校内の資源の有効活用

**(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

努力によっても克服しがたい困難さがあること、努力が足りないわけではないこと、方法を工夫することによって能力が発揮できること、一方で、誰しも得意なことや不得意なことがあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**(ウ) 災害時等の支援体制の整備**

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。

- 例)  具体的で分かりやすい説明  
 不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続  
 避難に関する注意書きに振り仮名を振る 等

ウ  
施設・設備

**(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。

- 例)  余分な物を覆うカーテンの設置  
 視覚的に分かりやすいような表示 等

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

